

水道料金・下水道使用料の減免について

明石市では、65歳以上のひとり暮らしで、次の全ての要件を満たしている方について、水道料金・下水道使用料を減免する取扱いをしています。

● 要件

- ・ 4月1日現在で65歳に達している方
(65歳に到達してから最初の4月1日以降)
- ・ 明石市で住民登録をしており、かつ市内に一人で居住されている方
※住民票が別世帯でも、同居者のいる方は対象外です。
- ・ 前年の所得が老齢福祉年金の支給対象となる額未満の方
- ・ 生活保護・中国残留邦人等の支援給付を受けていない方

● 減免する額

水道料金・下水道使用料の基本料金の半額

● 減免する期間

減免が決定された日以降の検針分から、廃止が決定された日以後の最初の検針分まで

⚠️ ご注意

- 1 「申請者の住所・氏名」と「水道使用場所・名義人」が異なるときは減免を受けられません。
- 2 市内転居した場合や、閉栓して再び水道の使用を開始する場合は再度申請が必要です。
- 3 減免の適用は、おひとりにつき一水栓です。
- 4 要件に変更が生じた場合は、水道料金お客様センターへご連絡ください。

申請書の書き方（記入例）

明石市公営企業管理者 様

		申請年月日	令和 ● 年 ■■ 月 ▲▲ 日						
申請者 (水道名義人)	住所	明石市〇〇1丁目2番3号 マンション△△ 123号							
	ふりがな	すいどう たろう							
	氏名	水道 太郎							
	電話番号	078 - XXX - □□□□							
	生年月日	【 大正 ・ 昭和 ・ 西暦 】 〇〇年 〇〇月 〇〇日							
	水道番号	○	○	○	○	—	□	□	□
緊急連絡先	氏名	明石 花子		続柄	子				
	電話番号 (緊急時)	090 - ●●●● - XXXX							

太枠の中のみ、黒ペン又はボールペンでご記入ください。

水道番号は、「ご使用水量等のお知らせ」もしくは「水道料金の領収書」を見てご記入ください。

緊急連絡先は、宅内の配管、給湯器等が破損し漏水した場合、ご連絡しますのでご記入ください。

申請のとき必要なもの

1 前住所地での所得証明書

(申請する年の1月1日以降に転入してこられた方のみ必要)

減免する方法

- 1 水道料金・下水道使用料から減免する額を差し引いて請求します。
- 2 共同で水道を使用されている方は、後日お返しする方法をとらせていただきます。

お問い合わせ

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市役所

明石市水道料金お客様センター ☎078 (915) 0270